

平成22年度横浜市埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度横浜市埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) みなとみらい21埋立事業

ア 付帯工事等一式

(2) 南本牧埋立事業

ア 埋立土量 3,200,000 m³

イ 付帯工事等一式

(3) 金沢木材港埋立事業

ア 付帯工事等一式

(4) 新山下町貯木場埋立事業

ア 付帯工事等一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 完成土地収益		11,453,913千円
第1項 営業収益		4,524,739千円
第2項 営業外収益		6,929,174千円
支 出		
第1款 完成土地費用		8,747,511千円
第1項 営業費用		4,070,956千円

第2項 営業外費用 4,656,555 千円

第3項 予備費 20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,513,842千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。)

収 入

第1款 資本的収入 41,869,472 千円

第1項 みなとみらい21
埋立事業収入 15,295,069 千円

第2項 南本牧埋立事業収入 26,574,403 千円

支 出

第1款 資本的支出 50,383,314 千円

第1項 埋立事業費 14,166,245 千円

第2項 企業債償還金 36,197,069 千円

第3項 予備費 20,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(重要な資産の処分)

第7条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種類	名 称	数 量	処分の 態 様
(1) 処分する資産	ア 土地	みなとみらい21 埋 立 地	97,000m ²	売 却
	イ 同上	南本牧埋立地	50,000m ²	同 上
	ウ 同上	新山下町貯木場 埋 立 地	48,000m ²	同 上

平成22年2月16日提出

横 浜 市 長 林 文 子